

定価(消費税別)一箇年 一六〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十四号

平成十五年

三月三十一日

月 曜 日

目次

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則	一
県税等の郵便振替に関する規則の一部を改正する規則	六

規則

山梨県規則第五十七号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五中第五号を削り、第六号を第五号とする。
第五十三条の二第二項第六号中「第七十七条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同項第七号中「第八十八条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。
附則第八項から第十一項までを削り、附則第十二項中「第六十号様式」を「第一百五十六号様式」に改め、同項を附則第八項とする。
第四十四号様式の二を次のように改める。

第44号様式の2 (第20条の3の2関係)

法人等の設立等の届出書(その1)	
山梨県総合県税事務局長 殿 所在地 〒 TEL 名称 印 年 月 日 山梨県税条例第30条の2の規定により届出ます。	
届出事由	<input type="checkbox"/> 設立 <input type="checkbox"/> 事務所又は事業所の設置 <input type="checkbox"/> 寮等の設置 <input type="checkbox"/> 収益事業の開始 <input type="checkbox"/> 届出事項の変更 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 事務所又は事業所の廃止 <input type="checkbox"/> 寮等の廃止 <input type="checkbox"/> 収益事業の廃止 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> その他 ()
届出事由発生年月日	年 月 日
届出事項	新(設立・設置・変更後等) 旧(解散・廃止・変更前等)
(ふりがな) 法人等の名称	
主たる事務所又は事業所の所在地及び電話番号	〒 TEL
(ふりがな) 代表者の役職及び氏名	
資本又は出資の金額	
資本積立金額	
事業年度	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
申告期限の延長承認	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (法人税 月) (事業税 月)
主な事業内容	
県内の事務所若しくは事業所又は寮等(複数ある場合は主たるものを記入)	〒 TEL 名称 主な事業内容
事務所又は事業所が存在する都道府県(寮等のみが存在する都道府県を除く)	<input type="checkbox"/> 主たる事務所又は事業所存在の都道府県のみ <input type="checkbox"/> 2つの都道府県 <input type="checkbox"/> 3つ以上の都道府県 <input type="checkbox"/> 主たる事務所又は事業所存在の都道府県のみ <input type="checkbox"/> 2つの都道府県 <input type="checkbox"/> 3つ以上の都道府県
登記年月日	年 月 日
事務所又は事業所を廃止した後、県内に存続する事務所等の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 事務所又は事業所 <input type="checkbox"/> 寮等のみ) (県内の主たる事務所若しくは事業所又は寮等の所在地及び電話番号) 〒 TEL <input type="checkbox"/> 無
備考	
関与税理士	〒 TEL 事務所所在地等 氏名
添付書類(届出内容が確認できるものを添付すること)	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本(抄本)の写し <input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 議事録の写し <input type="checkbox"/> 官公庁の認可書等の写し <input type="checkbox"/> 合併に係る契約書等の写し <input type="checkbox"/> その他()

法人等の設立等の届出書(その2)

年 月 日

山梨県総合県税事務局長 殿

所在地 〒

TEL

名称

印

山梨県県税条例第30条の2の規定により届け出ます。

法人税の連結納税承認等に係る届出事項	連結法人の種類	<input type="checkbox"/> 連結親法人になった。 <input type="checkbox"/> 連結子法人になった。 <input type="checkbox"/> 連結親法人でなくなった。 <input type="checkbox"/> 連結子法人でなくなった。	左記区分に該当することとなつた事由	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認申請の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなつた。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係等を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消しの処分があつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があつた。
	届出事由発生年月日	年 月 日 (年 月 日税務署提出)	最初連結親法人事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日
	法人税法第15条の2第2項の規定による加入時期の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	連結子法人適用開始事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日
	この届出の事由により事業年度を変更することとなる場合		変更前	年 月 日から 年 月 日まで
			変更後	年 月 日から 年 月 日まで
	法人の区分	<input type="checkbox"/> 時価評価法人 <input type="checkbox"/> 関連法人	連結法人となる前の申告期限の延長の有無	事業税 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 県民税 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ ・ ・ の事業年度から 月間 ・ ・ ・ の事業年度から 月間
	連結親法人※納税義務者が連結子法人である場合に記入すること。		(ふりがな)法人等の名称	
			主たる事務所又は事業所の所在地及び電話番号	〒 TEL
	備考			
	関与税理士	事務所の所在地等氏名	〒 TEL	
添付書類 (届出内容が確認できものを添付すること。)		<input type="checkbox"/> 連結納税承認申請書の写し <input type="checkbox"/> 連結納税却下の写し <input type="checkbox"/> その他()		

第四十五号様式中「課税標準となる法人税額」を「課税標準となる法人税額又は個別
帰属法人税額」に改める。
第七十九号様式を次のように改める。

第79号様式(第29条関係)

ゴルフ場利用税納入申告書

年 月 分 年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

特別徴収 義務者	住所(所在地)	印
	氏名(名称)	
ゴルフ場	所在地	
	名称	

山梨県県税条例第80条の規定により申告します。

区	分等級	税率①	課税標準の総数	税 額 ① × ②
			(利用人員)② 非課税利用除く	
		千 円	千 人	百万 千 円
(一般分) (特例税率適用分)				
(一般分) 等級変更後 (特例税率適用分)				
(一般分) 等級再変更後 (特例税率適用分)				
合 計				

特例税率適用人員の内訳

区 分	早朝薄暮分	65歳以上 70歳未満分	競技会分
	人	人	人
等級変更後			
等級再変更後			

非課税適用人員の内訳

区 分	人数
18歳未満分	人
70歳以上分	人
障害者分	人
国民体育大会分	人
教育活動分	人

第百十九号様式中「母種」を「綱・わな猟免許」に、「乙種」を「第1種銃猟免許」に、「丙種」を「第2種銃猟免許」に改める。

第百五十六号様式から第百五十九号様式までを削る。

第百六十号様式中「第160号様式(附則第12項関係)」を「第160号様式(附則第8項関係)」に改め、同様式を第百五十六号様式とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第百十九号様式の改正規定は、同月十六日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県県税条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例三十七号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の山梨県県税条例附則第十条の二第四項に規定する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに還付については、この規則による改正前の山梨県県税条例施行規則附則第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則による改正後の第七十九号様式は、平成十五年四月一日(以下「施行日」という。)以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

山梨県規則第五十八号

県税等の郵便振替に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

県税等の郵便振替に関する規則の一部を改正する規則

県税等の郵便振替に関する規則(昭和三十九年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「郵便振替規則(昭和二十三年通信省令第三十二号)第九十五条第二項の規定による払込高」を「県税等の払込高の合計」に改める。

第五条第一項中「郵便振替規則第九十五条第二項の規定による払込高」を「県税等の払込高の合計」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。